

で、夏季見舞金等の支給を行った経過がある。平成18年度以降は、ペイオフの導入に伴い、預金の種別を変更したため、利用が生じないこととなり、活用が図られていない。

問改正後の基金は、どう活用されるのか。

答生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者学習支援事業拡大のための経費に充てることが望ましいと考えている。

問基金の残高が少なくなった場合の対応策は。

答継続が必要な事業に関しては、改めて財源の確保について検討していく。

………

問要保護者の福祉を図るために、基金の活用を考えていないのか。

答生活保護の実施にあたっては、法令等に従い、適正な支給額等が定められており、基準額以上の支給につながる基金の活用は、現状では、考えていない。

問生活困窮者学習支援事業の支援対象を小学校低学年まで検討しなかったのか。

答小学校低学年までの拡大を検討したが、児童1人で教室まで通う場合の安全面などの考慮や財源を確保する必要があるため、小学4年生まで引き下げの拡大を図りたい。

問今後、課題を検証し、基金を要保護者のために活用すべきだが、市の考えを伺う。

答基準額以上の支給は考えていないが、必要性が出た場合に、検討したい。

議案第88号 国民健康保険税条例の一部改正

【日本共産党】

問川合市長になってからの限度額引き上げ経過は。

答限度額は平成21年度が60万円、22年度が64万円、23年度が69万円、24年度が73万円、25・26年度が77万円、27年度が81万円、28年度が85万円である。

問限度額を4万円引き上げた場合の影響額は。

答調定額で4409万円の増額を見込んでいます。

問影響を受ける4人世帯の給与所得を伺う。

答40歳以上の夫婦2人と子供2人の4人世帯の給与所得は基礎課税額分で649万545円、後期高齢者支援金等分で780万2728円である。

議案第89号 工場立地法地域準則条例

【自由民主党】(公明党)【日本共産党】

問対象事業所の比率は該当事業所のうちのどれくらいか。

答市内に61の対象事業所があり、従業者数4人以上の事業所は、市内全体で472であるので、約13%となる。

問制定の経緯は。

答平成23年8月に第2次地方分権一括法が成立し、工場立地法の一部が改正され、全ての市に地域独自の準則を定める権限が委譲されている。また、特定工場を対象としたア

問中間所得層の負担軽減につながるのか。

答国保特別会計は実質収支は赤字だが、税率見直しを見送ったため、中間所得層の負担軽減に直接つながらないが、負担の抑制につながると考える。



問公害防止技術の進化と条例制定の関係は。

答公害防止技術が進化したことや、環境関連法案の整備により環境悪化の歯止めがかけられたことから、地域の実情に応じた条例を定めることが可能となったものである。

………

問条例制定の効果は何が見込めるか。

答新たな設備投資の促進

問現行の緑地面積率が20%とされた理由を伺う。

答当時のモデル的工場、地方公共団体の緑化条例、外国における工場周辺の緩衝帯の事例などを参考

や操業環境の向上、企業流出防止等が期待でき、安定した税収・雇用の確保について効果がある。

問用途地域に応じた緑地面積率が異なる理由は。

答工場の利便を増進させる地域である工業地域・工業専用地域は10%まで引き下げ、人家や店舗が混在する準工業地域及び開発を抑制するエリアである市街化調整区域は15%と小幅な緩和に留めるなど、都市計画用途地域の定義や特定工場の立地状況等を踏まえた。

問工業団地が他市と隣接する場合の整合性は。

答川越狭山工業団地では、狭山市との不均衡が解消される。富士見工業団地では、隣接し条例がない坂戸市、鶴ヶ島市より10%緩和されることになる。

………

問工場立地法の対象となる61事業所の企業規模について伺う。

答1事業所あたりの平均敷地面積は約2万9千㎡で、従業員数の平均は約298人となっている。

問条例制定により、緑が減少することについて、市はどのように考えているのか伺う。

答敷地内の緑地面積の減少が予想されるが、緑地面積率の引き下げ幅を用途地域に応じて変えるなど周辺環境に配慮した条例案としており、工業振興と緑の保全をバランスよく進めることが大切であると考えている。

に定められたものである。

